

競争参加者の資格に関する公示

農林水産省横浜植物防疫所の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成22年12月6日

横浜植物防疫所長 川口 嘉久



1 業種区分

競争参加資格を得ようとする者の業種の区分は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事：土木一式工事，建築一式工事，大工工事，左官工事，とび・土工・コンクリート工事，石工事，屋根工事，電気工事，管工事，タイル・れんが・ブロック工事，鋼構造物工事，鉄筋工事，ほ装工事，しゅんせつ工事，板金工事，ガラス工事，塗装工事，防水工事，内装仕上工事，機械器具設置工事，熱絶縁工事，電気通信工事，造園工事，さく井工事，建具工事，水道施設工事，消防施設工事，清掃施設工事
- (2) 測量・建設コンサルタント等：測量，土地家屋調査，建設コンサルタント，建築士事務所，計量証明，地質調査，補償コンサルタント，その他

2 申請の時期

資格の付与を希望する者は平成23年1月11日から平成23年2月10日までの間（受付時間は月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後5時（正午から午後1時までは除く。）とする。）にできる限り申請願います。

なお，申請は常時受付しているが，場合によっては入札に間に合わないことがある。

3 申請の方法

- (1) 申請書類の入手方法 当省所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」は，平成23年1月11日から8に掲げる配布場所において，競争参加資格を得ようとするものに交付する。
- (2) 申請書の提出方法 申請書に次の書類を添え8に掲げる提出場所に提出すること。郵送も可（書留郵便とし，平成23年2月10日当日消印有効）。

①建設工事

- (1) 営業所一覧表
- (2) 総合評定値通知書等の写し
- (3) 納税証明書の写し
- (4) 共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
- (5) 共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）
（別紙第7号様式）
- (6) 合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合には当

該事実を証明する書類

- (7) グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
- (8) 行政書士等の代理申請による場合には委任状

②測量・建設コンサルタント等

- (1) 営業所一覧表（別紙第9号様式）
- (2) 財務諸表類
- (3) 登記簿謄本（法人の場合）
- (4) 登録証明書等（登録を受けている場合）
- (5) 納税証明書
- (6) 行政書士等の代理申請による場合には委任状

(3) 申請書等の作成に用いる言語

- ① 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- ② 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 競争に参加することができない者

- (1) 禁治産者及び準禁治産者並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含む。）
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者

5 競争参加の資格及びその審査

競争に参加できる者の資格審査は、別に定める基準により行い、契約の種類ごとに契約の予定価格に応じて各等級に格付けするものとする。

6 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

7 競争参加資格の有効期間

資格を付与された日から平成25年3月31日までとする。

8 申請書の配布及び提出場所

郵便番号231-0003

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎（3階）

横浜植物防疫所総務部会計課営繕係

電話 045-211-7151